

業債第25号(例)  
2021年7月1日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行業務局


「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(金融商品取引業者・証券金融会社用)」  
の一部改正に関する件

国債元利金支払取扱店の店舗の位置、名称等の変更届にかかる「押印」を見直すこと等に伴い、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

なお、本日以降も当分の間、改正前の書式を経過的に使用することは差し支えありませんので、申し添えます。

以 上

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（金融商品取引業者・証券金融会社用）」  
中一部改正

- 440 代理店店舗位置名称等変更届の記載例中、「」を削り、「日本銀行 業務局長 殿 または日本銀行 支店長 殿」を「日本銀行 御中」に改める。